

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会の定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県磯城郡田原本町に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、産業廃棄物を主体とする廃棄物の適正な処理、再生利用等についての調査研究、研修、指導等の事業を促進することにより、公衆衛生の向上及び生活環境の保全並びに産業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用に関する研修事業、普及啓発事業、自主点検事業及び情報提供事業
- (2) 産業廃棄物の適正処理に関する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の新規及び更新許可に係わる講習会等の開催協力及び指導と相談事業
- (3) 産業廃棄物の適正処理に関する行政機関及び関係団体との連携事業
- (4) 産業廃棄物の適正な処理に関する関係団体からの受託事業
- (5) 奈良県等が行う研修及び講習会の受託事業
- (6) 会員の福利厚生に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は奈良県内で行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項の規定による奈良県知事の許可（以下「許可」という。）を受けた個人

又は団体であって、この法人の目的に賛同したもの。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した者で、この法人を援助する個人又は団体

(3) 特別賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した市町村

(4) 名誉会員

この法人に功労があったもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 7 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 特別賛助会員又は名誉会員は、会長の推薦により理事会の決議を得て入会する。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会しようとするときは、退会の日 30 日前までに所定の退会届を書面により会長に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、破産し、又は会員である法人が解散したとき。
- (3) 許可の取消処分を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会員がこの法人の名誉を棄損し、又は設立の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 廃棄物処理法に違反し、この法人の信用を失う行為をしたとき。
- (3) 会費を 1 年以上滞納したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(届出)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は業務を行う場所を変更したとき。
- (2) 業務の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) その他入会申込書の記載事項に変更を生じたとき。

(会費等の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 賛助会員及び特別賛助会員は総会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わる権利を有しない。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員の報酬の額又はその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 前項の通常総会をもって一般法人法の定時社員総会とする。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的で

ある事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、前項の請求があった場合には、請求のあった日から 20 日以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するには、会議の目的たる事項及び日時、場所を示して、開催の日の 2 週間前までに、書面をもって正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 21 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の決議に議長は正会員として加わることはできない。ただし、同項の決議において可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第 23 条 総会に出席しない正会員は、書面により議決権を行使することができる。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び当該総会に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 3 名以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を専務理事、1 名を常務理事、1 名を会計理事とする。

5 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び会計理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、参考意見を具申する。

4 専務理事、常務理事、会計理事は、副会長を補佐し、参考意見を具申する。

5 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められたときは、意見を述べなければならない。

4 その他の監事の職務及び権限は、法令で定めるところによる。

(役員任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の期間とする。

3 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 31 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事は報酬等を支給することができる。

2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し報酬等の支給に関する規程を総会において別に定める。

(顧問、参与及び相談役)

第 32 条 この法人に顧問、参与及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び参与は、この法人の運営の基本的事項について、会長の諮問に応じて意見を具申し、又は建議する。

3 相談役は、この法人の運営に関する具体的な事項につき役員等の諮問に応じて意見を具申し、又建議する。

4 顧問、参与及び相談役は、学識経験者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び会計理事の選定及び解職

(4) 顧問、参与及び相談役の選任及び解任

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち理事会で予め定めた者が理事会を招集する。

- 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、一般法人法第 101 条第 2 項に基づき、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前 2 項の場合において、それぞれの請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は理事会を招集することができる。
- 6 会長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りでない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

- 第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
 - 3 理事会の決議に、議長は理事として加わることはできない。ただし、同項の決議において可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 41 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 委員会、部会、青年部及び支部、事務局

（委員会）

第 43 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（部会）

第 44 条 理事会の決議により部会を設置することができる。

2 前項の部会は、産業廃棄物の適正処理、資源循環に係わる対応及び課題について調査研究を行う。

3 部会の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（支部）

第 45 条 理事会の決議により支部を設置することができる。

2 支部の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

（事務局）

第 46 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議に基づき会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（会長）は北川秀修とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成 28 年 5 月 25 日一部変更）